

蓮田市第6次総合振興計画策定業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、蓮田市第6次総合振興計画策定業務（以下「本業務」という。）に際して、受託候補者を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2. 業務委託概要

(1) 業務名

蓮田市第6次総合振興計画策定業務委託

(2) 業務の内容

「蓮田市第6次総合振興計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

令和7年4月1日（火）から令和9年3月19日（金）まで

(4) 委託料限度額

21,000,000円（税込）を上限とする。

（内訳）令和7年度 13,000,000円

令和8年度 8,000,000円

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 「総合振興計画」策定業務についての企画・実施が可能で、これまでに同計画策定の実績を有し、かつ業務内容の調整が必要な場合に、即対応ができる体制がとれる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本市において入札参加資格を有している者であること。
- (4) 本市において指名停止をされていないこと。
- (5) 蓮田市暴力団排除条例（平成24年12月条例第24号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 本業務を遂行するにあたり、本市との連絡調整、打合せ等に適切に対処できること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。）。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4. 委託事業者選定スケジュール

内 容	期 日 (予定)
公募の開始	令和7年1月 7日(火)
企画提案に係る質問提出期限	令和7年1月17日(金)
質問への回答期限	令和7年1月23日(木)
参加申出書等の提出期限	令和7年1月30日(木)
1次審査結果の公表・通知	令和7年2月 4日(火)
参加辞退届の提出期限	令和7年2月12日(水)
2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の実施	令和7年2月14日(金)
2次審査結果の公表・通知	令和7年2月19日(水)

5. 選考形式

【1次審査】企画提案書等の書面審査

本プロポーザルの参加者が5者以上となった場合、「6. 評価項目」により、企画提案書等を書面審査し、上位4者程度を選定する。

※審査の結果は、書面をもって通知するものとし、審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

【2次審査】プレゼンテーション・ヒアリング

蓮田市第6次総合振興計画策定業務委託事業者プロポーザル審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、1次審査で選定した者について、企画提案書等及びこれらに基づくプレゼンテーション、ヒアリングの内容を踏まえ、「6. 評価項目」により審査を行う。合計得点が最も高い参加者1者を受託候補者とする。

※合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者のうち、見積金額が最も低い参加者を受託候補者とする。この際、見積金額が最も低い参加者が複数ある場合は、選定委員会の議決により受託候補者を決定する。

※全ての参加者から適切な提案がない場合（「6. 評価項目」にある項目の合計配点の60%未満）は、受託候補者を選定せず、本選考会の手続きを中止する。

※審査の結果は、書面をもって通知するものとし、審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

6. 評価項目

評価項目		評価参考事項	評価段階	配点
1	実施体制	業務に必要な知識や経験を備えた人員が配置され本業務を適正に実施できるか。	1～5	10
2	業務実績	同種・類似業務で十分な実績を有しているか。	1～5	5
3	業務理解	仕様書案に記載する業務内容等を十分に理解しているか。	1～5	5
4	スケジュール	本市が想定するスケジュール感を踏まえ業務項目ごとのスケジュールが提案されているか。	1～5	5
5	計画の継続性	本市の特色や地域特性、第5次総合振興計画等を理解した上での提案がなされているか。	1～5	5
6	基礎調査 市民意識調査	基礎調査及び市民意識調査の、内容及び手法について、本市が抱える課題や、産業、都市構造等を踏まえた提案がなされているか。	1～5	10
7	計画内容	社会情勢や国県などの動向を考慮した有効な提案がなされていて、効果的な施策の検討に資するものであるか。	1～5	10
		地方版総合戦略を兼ねる内容となるような提案がなされているか。	1～5	5
8	会議運営等支援	会議運営支援体制等が適切なものか。	1～5	10
9	進行管理	基本構想、基本計画、実施計画のつながりがわかりやすく、実施計画及びKPIの進行管理が適切にできるような提案がなされているか。	1～5	10
10	追加提案	本市が定める仕様書に記載はないが、本業務の円滑な遂行、特色ある計画策定に資する独自の提案がなされているか。	1～5	5
11	企画提案全般に対する印象	企画提案書がわかりやすく、プレゼンテーションでの説明、質疑応答が的確だったか。	1～5	5
12	委託費見積	見積価格が委託料限度額の範囲であること。 下記、価格評価表で算出した段階で評価する。	1～5	15
合 計				100 点

評価段階表

段階	評価	配点
5	優れている	配点×1.0
4	やや優れている	配点×0.8
3	普通である	配点×0.6
2	やや劣っている	配点×0.4
1	劣っている	配点×0.2

価格評価表

見積金額÷委託料限度額(21,000,000円)＝按分率

按分率	段階
0.84 以下	5
0.85 以上 0.88 以下	4
0.89 以上 0.92 以下	3
0.93 以上 0.96 以下	2
0.97 以上 1.00 以下	1
1.00 超	失格

小数点第3位以下切り捨て

7. 質問・回答

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等を作成する上で必要な事項に限ることとし、質問書（指定：様式第6号）により提出すること。

なお、口頭による問い合わせには応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問い合わせを行う。

- ・提出期限 令和7年1月17日（金）午後4時00分まで（必着）
- ・提出方法 電子メール又はFAX ※ 送信した旨を電話連絡すること
- ・回答 提出された質問の要旨とその回答を令和7年1月23日（木）までに本市ホームページに掲載する。なお、個別に回答は行わない。また、回答内容は、本要領及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱う。

8. 提出書類

参加申出等に係る関係書類

- ・提出期限 令和7年1月30日（木）午後4時00分まで（必着）
- ・提出場所 蓮田市役所 政策調整課
- ・提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

プロポーザル参加に係る申出書（指定：様式第1号）	1部
誓約書（指定：様式第2号）	1部
法人概要書（指定：様式第3号）	8部
業務実績書（指定：様式第4号）	8部
企画提案書（任意様式）	8部
見積書（指定：様式第5号）	1部
見積詳細書（任意様式）	1部

※指定様式はホームページからダウンロードすること。

9. 提出書類の作成にあたる注意事項

（1）企画提案書必要記載事項

「6. 評価項目」に係る項目を含み、A4判（必要に応じてA3判の資料等を用いることも可。）にまとめること。また、企画提案書表紙に申請者名（代表者名）と作成者名を記入すること。

（2）見積書作成に係る注意事項

- ①見積金額には事業者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の110に相当する金額を記載すること。（消費税及び地方消費税を含む額）
- ②見積書及び見積詳細書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加している場合は代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を必ず押印すること。
- ③見積書には、必ず見積もった契約希望金額の明細となる見積詳細書（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した明細とすること）を添付すること。

④見積詳細書の様式は問わない。

⑤見積書及び見積詳細書は、件名（委託業務名）及び社名を記載した封筒に入れて、企画提案書と合わせて提出すること。なお、封筒の糊付け部分に、代表者印（又は代理人の印）で割印を押すこと。

10. 2次審査〈プレゼンテーション・ヒアリング〉

1次審査で選定した者について、企画提案書等及びこれらに基づきプレゼンテーション、ヒアリングにより審査を行う。

・日 時 令和7年2月14日（金）午後1時から（予定）

（持ち時間 プレゼンテーション：20分、ヒアリング：10分）

※詳細な集合時刻や集合場所については、参加者へ別途通知する。

※プレゼンテーションの順番は「プロポーザル参加に係る申出書」の到着順とする。なお、郵便で同時に配達されたものについては事業者名の五十音順で早い方を前とする。

・場 所 蓮田市役所 301会議室 蓮田市大字黒浜2799番地1

・機 器 プレゼンテーション用液晶プロジェクター、スクリーンは本市が用意するが、パソコン及びその他必要な機器等は提案者が用意すること。

・プレゼンテーションに係る留意事項

（1）原則非公開で行うものとする。

（2）説明者は、当該業務に配置を予定する者を含む3名以内とする。

（3）説明は企画提案書に記載した内容に限る。

（4）出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、失格とする。

11. 契約調整及び見積書の提出

2次審査により決定した受託候補者は、契約に向けた仕様の最終調整を行い、確定した仕様に基づき、契約に必要な見積書を提出する。

また、受託候補者と本市との協議が整わない場合、または受託候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点受託候補者と協議を行うこととする。

なお、受託候補者は契約の相手方として最適なものとして特定したものであるが、地方自治法等に基づく契約手続きの完了までは契約関係が生じるものではない。

12. 契約の締結

本市は、前項で契約の協議が整った場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

13. 失格事由

参加者に次の行為があった場合は、失格とする。

（1）選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

（2）他の参加者と応募の意思又は提案内容について相談を行った場合

- (3) 委託予定業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (5) 実施要領に定めた内容を遵守しない場合
- (6) 提出された企画提案書等に虚偽又は不正があった場合
- (7) 企画提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと選定委員会が認めた場合
- (8) 2次審査の結果通知までに参加者が参加要件を満たさなくなった場合
- (9) その他選定委員会が不適合と認める場合

14. 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に関する一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されない場合は、辞退したものとする。
- (3) 提出された見積書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。また、提出書類は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途に使用することはない。
- (4) 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- (5) 審査（選考）結果は、参加事業者全員に文書で通知する。
- (6) 「プロポーザル参加に係る申出書」で参加を申し出てから、プレゼンテーションへの参加を辞退する場合は、必ず令和7年2月12日（水）までに「参加辞退届（指定：様式第7号）」を提出すること。
- (7) 提案者は、本件に関して当市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。なお、提案が採用された場合も同様とする。

【提出先及び問い合わせ先】

蓮田市総合政策部政策調整課 担当：細沼、西谷
〒 349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1
電 話 048-768-3111（内線283）
FAX 048-765-1700
電子メール kikaku@city.hasuda.lg.jp